

議案第 31 号

勝山市水道事業給水条例の一部改正について

勝山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

水道料金の徴収について、令和 5 年 2 月分より 1 年を 6 期に分けて徴収する方式から、毎月徴収する方式に変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

勝山市水道事業給水条例(平成10年勝山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(料金) 第24条 (略)</p> <p>2 前項の料金は、毎年度を6期に分け、2か月分の使用水量を1期分として計算する。</p> <p>3 毎期の料金の額は、第1項に基づき各月ごとに計算した額() その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を合算した額とする。</p> <p>(料金の徴収方法) 第28条 料金は、納入通知書により口座振替又は集金若しくは直接納付の方法により每期徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(料金) 第24条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 料金は、各月ごとに前項により算定した基本料金と超過料金を合計した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(料金の徴収方法) 第28条 料金は、口座振替又は直接納付の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第24条及び第28条の規定は、令和5年2月定例日の属する月分以降の料金から適用し、施行日前の料金の徴収については、なお従前の例による。